

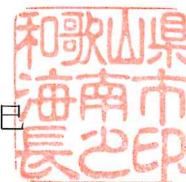


海南省地域計画の変更（案）の公告について

海南省地域計画を変更するので農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定により地域計画の変更（案）を下記のとおり公告・縦覧する。

令和8年2月17日

海南省長 神 出 政 巳



記

1 縦覧期間

自 令和8年2月17日

至 令和8年3月2日

（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

2 縦覧場所及び縦覧時間

海南省役所産業振興課（海南省南赤坂11番地）

午前8時30分から午後5時15分まで

3 意見の申し立て

地域計画の変更（案）に対する意見については、海南省産業振興課に縦覧期間中に提出してください。

4 提出方法

郵送又は持参による提出とし、電話、FAXによる提出は受け付けません。

海南市地域計画の変更（案）

○地域計画対象農地から下記の農地を除外し、目標地図の該当箇所を無色とする。

所在：海南市下津町橘本字落合 155-2 地目：畑 面積：290 m²

所在：海南市下津町橘本字落合 159-1 地目：畑 面積：275 m²

理由：農業振興地域内農用地区域から除外し、駐車場に転用するため。

目標地図：別紙参照

目標地図変更前

下津町橋本字落合

